



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。9/5(月)~9(金)はお休みを頂きます。早めに資料提供をお願いする場合がございますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

重要情報

1. 与党消費増税延期に伴う措置を正式決定

自公両党は増税延期措置を正式決定し今秋国会に法案を提出する予定です。軽減税率やインボイス制度のほか、関連する住宅ローン控除や贈与非課税等も2年半延期します。また、大規模事業者を税額計算の特例の対象外に見直しました。

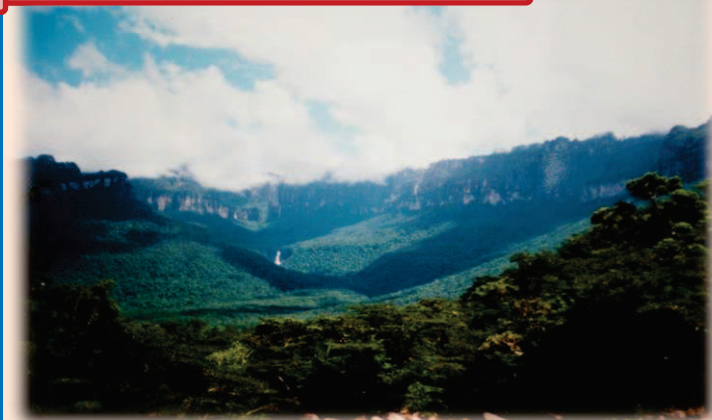
2. 商業登記でH28.10月以降添付する株主リスト

株主リスト(上位10位か議決権2/3までのいずれか少ない数まで)には、株主名、住所、種類毎株式数、議決権数、議決権割合の5点を記載しますが、内容を満たしていれば法人税申告別表二を転用することも可能のようです。

3. 個人型確定拠出年金DCH29.1月以降拡大

自営業や中小企業社員に加え、3号被保険者(主婦年金)などが加入対象となります。掛け金は全額所得控除され、給付年金は公的年金扱い、一時金は退職金扱いとなります。拠出期間は原則60歳まで、自己責任で運用商品を選択します。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【ベネズエラ：カナイマ】作家のアーサー・コナン・ドイルはロストワールドという表現をしました。その舞台となったのが、ここ、ギアナ高地と言われています。密林に林立するテーブルマウンテンと呼ばれる地形は、はるか太古の時代の地殻変動によりできました。断崖絶壁は約1kmに及び、動植物の往来はできません。つまり、太古の時代に取り残された生態系が、テーブルマウンテンの頂上に今も繰り広げられています。最寄りの集落までセスナで飛び、そこから道なき道を徒歩とボートで一日がかりでアクセスします。初日は滝に近いキャンプで終了、簡素な屋根にぶら下がるハンモックで眠りにつきます。翌朝、滝に向けて再出発です。

☆事務所からの連絡☆

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
秋の夜長を
お楽しみください。

税金マメ知識(重要)

【税額控除ができるお得な特例】

平成29年3月までに固定資産を新品購入した場合、購入額の7~10%が税額控除できる『生産性向上設備投資促進税制(上乗せ中小企業投資促進税制)』があります。たとえばPCや複合機なら120万円以上、ソフトウェアなら70万円以上です。要件A(最新/上位モデルであることの証明をメーカーから貰う)か要件B(投資による増収が投資額の5%以上になる計画書を作って税理士がチェック印を押したうえで経産局に申請)を満たすことで、適用可能です。

平成30年3月までの開始年度で、過年度を上回る給与(役員や家族従業員除き、雇用保険対象ならパート等含む)を支給した場合は、その増加額の10%が税額控除できる『所得拡大促進税制』もあります。こちらは増加に関する要件(増加割合3%以上、前期比、平均単価比)さえ満たせば、証明書や事前申請なしで適用可能な、使い勝手の良い制度です。初めて従業員を雇い入れる場合には、まず適用できます。

晩酌のじかん

今年もお盆休みを秋にずらしてお休みをいただき、年一度の外国旅行に行きます。旅の計画は①行きたいエリアを漠然と決める②InとOutの航空券を取る③InからOutまでのルートを決める④宿を予約する⑤観光地を探すの順番です。一人旅をしていたころは②でもう飛んでいました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red